

## 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

### ① 第三者評価機関情報

第三者評価機関名 : 特定非営利法人未来 福祉サービス評価事業部  
訪問調査実施期間 : 平成22年3月18日(木)

### ② 事業者情報

名称 : 湯梨浜町立花見保育所 種別 : 保育所  
代表者氏名 : 森 利恵子  
定員(利用人数) : 90(80)名  
所在地 : 鳥取県東伯郡湯梨浜町門田1 (TEL 0858-32-0743)

### ③ 総 評

#### ◇特に評価の高い点

1. 第1次湯梨浜町総合計画を策定し「町長目標」を掲げ、保育所独自の理念や基本方針・今年度重点目標・保育課程を具体的に明示している。また、今年度の研究テーマとして「共に育つ仲間づくり」をあげ、運営目標(QMSの取り組み)と保育課程において反映する体制づくりに取り組んでいる。
2. 地域のニーズに応え、一時保育・子育て広場(相談日の設置)・オープンデーを実施したり、子育て支援センターを開設し、遠方からの利用者も増えるなど、多様な事業を担っている。
3. 田畑の草花や野草を摘んだり、川遊びを楽しむなど豊かな自然に触れあい、菜園活動やクッキング活動で収穫の喜びを味わうなど自然環境を保育に活かしている。その中で異年齢の子ども達との交流が充実し、思いやりやさしさが育つよう配慮している。
4. 住民参加の公開学習として年2回公開保育を実施し、改善に繋がるよう意見をもらっている。婦人会や更生保護女性会・赤十字奉仕団・救護施設大平園などと積極的に交流したり、豆まきや花見納涼祭りなど世代間交流を通し子どもの育ちに携わっている。
5. 職員の振り替えや病気等の休暇に対応できるよう、町として代替えパート職員(有資格者等)を10名程度雇用する等、労働条件の改善に努めている。

#### ◇改善を求められる点

1. 0・1・2歳児が安心して快適に過ごせるよう、異年齢児との交流や他の部屋で遊ぶなどの工夫をしているが、保育室やトイレ・収納庫のスペースの拡充など施設整備の充実にさらに図ってほしい。
2. 苦情や提案を吸い上げるため、保護者と共にアンケートを実施しており、その結果の周知方法や解決策について保護者等と話し合い、積極的な対応を期待する。
3. 会議録や研修報告書についての情報の共有や活用が充分とは言えず、各種会議や内外の研修結果を全職員が共有し、保育に活かせるような工夫を期待する。
4. 臨時保育士の比率が高い。賃金面においては資格手当を付加しているが、さらに保育の充実に図るために正職員を増やすよう努力してほしい。

#### ④事業者のコメント

保育所保育指針の改定に伴い、保育所の役割が明確化される中で、第三者評価基準も昨年度より増え、厳しくなっているとのこと。私達に求められるもの・期待されるものが今まで以上に多くなっている事を痛感しています。今回の評価、アンケート結果をふまえ、更に、子どもの幸せに寄与しながら見直し・改善等をすすめると共に、家庭・地域等との連携も深めながら、子どもの笑顔がいっぱいの保育所にしていきたいと思っています。

- ⑤ 各評価項目にかかる第三者評価結果      別紙のとおり

# 福祉サービス第三者評価結果

※すべての評価項目（55項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた第三者評価結果を表示します。

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### Ⅰ-1 理念・基本方針

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c	理念が保育所要覧や入所のしおりに記載されている。理念から、町や保育所が実施する保育内容や特性を踏まえた使命や目指す方向を読み取ることができる。
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c	理念に基づき基本方針（保育方針）が示されている。基本方針は理念との整合性があり、職員の行動規範となる内容となっている。
Ⅰ-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c	理念や保育方針を職員会議等で確認し、年度目標の策定など継続的な取り組みを行っている。
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・Ⓑ・c	理念及び保育方針を入所のしおりのほか、おたよりに記載し、保護者に説明している。評価機関が行なったアンケートによると保護者の意見からは55%の周知状況であり、入所時だけでなく、さらに周知されやすい工夫に努めてほしい。

### Ⅰ-2 計画の策定

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c	中長期的に解決に向けた町の総合計画において明記されており、収支計画もある。また、保育所においては、実施する保育内容や組織体制、設備の整備状況などの問題点の把握はできているが、計画は単年度である。
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c	町として5～10年の事業計画及び収支計画があり、保育所の運営面については、町が示す収支計画と連動したものになることを期待する。
Ⅰ-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c	保育課程や研修計画（行事・事業・研修）及び人権・同和保育全体計画を全職員で見直しや検討をして策定されている。さらに保護者会役員会の意見も反映させている。
Ⅰ-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c	運営計画を職員会議で話し合い、周知を図っている。また、保護者には役員会や入所式で伝えたり、保育所だよりで周知に努めている。

## I-3 管理者の責任とリーダーシップ

評価項目	第三者評価結果	判断理由
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c	所長は安心安全な保育所運営について職員会議や研修等において責任を明確にし、文書にも明らかにしている。また、非常時についても責任体制を明確にしている。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c	所長は法令遵守の観点で個人情報の保護・待遇・公務員としての職務などの研修や伝達をし、自己評価や所長評価の面接の中で指導に当たっている。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c	できるだけ外部の研修に参加を促し、自己研鑽を図る努力をしている。さらに職員と共に、現場の保育の質の現状と課題を把握し、積極的に改善につながるような会議の持ち方や記録等の工夫を期待する。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c	町の子育て支援課において人事・労務・財務等の面から分析をしている。また、所長はパート賃金と超過勤務手当・消耗品等の財務関係を管理し、業務の効率化と働きやすい環境整備に取り組んでいる。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ-1 経営状況の把握

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c	事業経営を取り巻く環境を把握するために、保護者や地域情報を収集し、ニーズに合わせたサービスを事業計画に反映させている
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c	町の子育て支援課において経営状況の把握・分析が行われ、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・Ⓑ・c	町立保育所であり、役場の監査として実施しており、外部の監査は財政状況の要件に該当しないため、実施していない。出来れば、外部の専門家による財政や会計管理体制などの監査点検をうけてはどうか。

## Ⅱ-2 人材の確保・養成

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・Ⓑ・c	町へ有資格者の配置を要望しているが、改善されにくい現状であり、引き続き努力されたい。
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c	正職員・臨時職員に対し、町の基準にしたがって公務能力評価が行われ、個人面談と個別評価シートで管理されている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	(a)・b・c	事前に休暇希望を聴きながら、なるべく本人の希望が叶えられるように勤務シフトが組まれている。パート・代替職員をあて、人員体制を調整している。
II-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c	町として全職員に健康診断を行っている。職員の相談窓口についての文書を回覧して職員に知らせている。年数回行事の後などに職員の親睦会を行っている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c	年間研修計画が行事計画と連動して体系的に作成され、サービスの内容や目的を明示されている。めざす保育士像(組織が求める技術や質についての教育目標)を明記されるとさらにいい。
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	(a)・b・c	保育目標が達成されるように、園内研修(各年齢の公開保育)を行ったり、外部研修へ参加している。また、各担当に適した個別の教育・研修計画も文書化されている。
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c	研修後は復命書を提出している。また、日々の保育に関しての自己評価を毎月行い、今後の課題が見出せるように努めている。
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	(a)・b・c	実習生受け入れの為にマニュアルが作成されている。受け入れの際にはオリエンテーションを行い、意義や方針を全職員が共通理解している。
II-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	(a)・b・c	実習内容については学校側と連携しプログラムを組んでいる。

### II-3 安全管理

評価項目	第三者評価結果	判断理由
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	(a)・b・c	緊急時の対応マニュアルがあり、保育室に掲示されている他、保護者にも通知されている。また月2回安全点検を実施し、うち1回は全職員で実施。年4回は保護者による点検を行い事故防止に努めている。
II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a・(b)・c	事故・発病の際は記録簿に記入し、対応について職員で話し合われているがその内容を記録として残すように努めてほしい。

### II-4 地域との交流と連携

評価項目	第三者評価結果	判断理由
II-4-(1) 地域との連携が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者との地域とのかかわりを大切にしている。	(a)・b・c	地域との関わり方について、めざす子ども像や本年度の取り組み等に基本的な考え方が明記されており、交流会などの行事を通して保護者や地域の人との関わりを持っている。
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	(a)・b・c	地域に開かれた保育所として、園だよりの配布や行事の参加呼びかけを行ったり、子育て支援センターなどを通して知ってもらえるよう積極的に取り組んでいる。
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	(a)・b・c	ボランティア受け入れの際には保育所の概要や保育活動等を伝え、不測の事故につながらないようマニュアルを整備するなど体制を整えている。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c	地域連携、発達支援、保・幼・小・中関係の帳簿があり、常に活用できるようにしている。また、定期的に話し合いの場を設けている。
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c	保・幼・小・中連絡会での情報交換、小学校との交流、発達支援の為に療育園・エール（自閉症・発達障がい支援センター）・保健所・保健師等の連携、地域団体、赤十字奉仕団との交流等を行っている。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c	意見箱の設置や保護者・地域を対象としたアンケート、相談等の取り組みを通じ、ニーズの把握に努めている
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c	一時保育、乳児保育、延長保育、子育て広場、保護者会講演会（同和教育、栄養士や歯科医による講演会）、支援センター、オープンデーなどを行っている。

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c	本園の理念、基本方針、保育目標が明示され、地域や子どもの実態を反映させた指導計画を作成している。職員会で子どもの姿や指導について検討しながら共通理解を図っている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c	個人情報に関するマニュアルを策定しており、全職員が周知している。
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	Ⓐ・b・c	意見箱を2か所に設置、家庭訪問、クラス会、保育参加、保護者役員会等で保護者の意向把握に努めている。また、連絡ノートを活用や送迎時にも相談や要望等の把握をしている。
Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	a・Ⓑ・c	よりよい保育所作りのアンケートを実施し、保護者と保育所が分析・検討され、その結果を保護者会行事等に反映している。アンケート結果については保護者への周知方法について検討されたい。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c	入所時に保護者へ説明し、送迎時に声をかけたり連絡ノートを活用している。意見箱は職員室から見えない所（2か所）に設置している。また、週1回相談日「子育て広場」を計画し、相談しやすい環境づくりに心がけている。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・Ⓑ・c	苦情解決マニュアルがあり、職員に周知徹底している。入所のしおりの中に第三者委員の名前は明記してあるものの、苦情解決にあたっての意義や流れの記載も必要であろう。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c	保護者からの意見に対しては職員間で話し合い、問題解決へ迅速な対応をしているが、内容によっては保護者会役員や担当課等に相談し、対応に努めている。

## Ⅲ-2 サービスの質の確保

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c	毎週の職員会で保育士の計画案に沿って保育内容の点検や行事等の話し合いをし、全職員の共通理解を図っている。また、その反省を保育の質の向上や改善に生かしている。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a・Ⓑ・c	今年度第三者評価を受けるにあたり全職員で勉強し、保育所や職員に求められていることについて再確認できた。今後は全職員が課題を明確にし、よりよい保育の向上に努めてほしい。
Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a・Ⓑ・c	今年度は主に接遇と安全点検に関して既にQMSによる自己評価を年2回実施し、積極的に取り組まれている。第三者評価による新たな課題を明確にし、今後も積極的に改善計画を立て、実施してほしい。
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c	児童票には各期の子どもの姿や重点目標が明確にされ、成長課程が文書され理解できる。そして職員は、共通理解をして保育している。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c	指導計画は気になる子どもの個性を尊重して作成し、定期的に見直しながら保育している。子どものプライバシー保護のマニュアルがあり、職員は周知している。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c	町内で統一した様式を使用している。子どもの発達状況、生活状況の記録として児童票、月案、週日案、保育日誌に記録している。職員は、共通理解をしている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c	記録の保管・保存・破棄など個人情報に関しては、的確に処理され、USBメモリーは町で定められた方法で活用している。また、全職員が共通理解している。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c	一人ひとりの子どもの事例研究を行い、問題点や対応の仕方など話し合い職員間で共有している。また、日々記録簿・報告簿も見て共通情報としている。

## Ⅲ-3 サービスの開始・継続

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c	一時預かりやオープンデー等、利用者の視点にたったサービスの情報を子育て支援センターに来所する人や、未入所児の保護者や「私の保育所登録」の登録者にも便りを配布し、情報提供している。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c	オープンデーや見学の時に保育園の紹介や資料や情報を提供している。町報や入所のしおりを通して、適切に説明し同意をえている。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c	小学校へは、申し送りをする場を持ち保育所児童要録、個別支援計画を書面で示しスムーズに移行できるようにしている。(転園児に対しては、保育の継続性の配慮した引き継ぎ文書の作成を望む)

## Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c	入園前の健康診断や面談を行い子どもの身体状況や生活状況を把握している。定期的のアセスメントし見直している。
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	Ⓐ・b・c	個々の発達課題については、児童票に指導目標、方針、指導計画を定期的に明示しており、日々の子どもの様子や課題については保育日誌に記録している。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c	一人ひとりの発達課題を捉え、保護者の意向も含んだ計画の策定をしている。特に、支援を必要としている子ども・3歳未満児は、個人記録を策定し、職員間に周知している。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c	指導計画の見直しは3ヶ月に1回定期的に行い、児童票に記入している。

## 福祉サービス第三者評価結果 (付加基準—保育所版—)

※すべての評価項目（34項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示します。

### A-1 子どもの発達援助

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-1-(1) 発達援助の基本		
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	Ⓐ・b・c	保育計画は、子ども達の家庭や地域の実態を把握し、保護者アンケートによる意向を聞き、作成している。
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	Ⓐ・b・c	指導計画は、担当者を中心に作成され、月初めに所長が内容を評価修正し、次の指導計画に反映させている。
A-1-(2) 健康管理・食事		
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c	登所受け入れ体制を明確にし、子どもの様子などについて職員間で情報の共有化に努めている。また、投薬・与薬依頼書、持参薬の確認が適切に行なわれ、子どもの健康管理マニュアルにより安全に管理している。
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c	健康診断結果は全保護者に伝えると共に、治療が必要な場合は受診を勧め、完治できるよう家庭連携をとりながら健康管理に努めている。保健に関したことや季節で気をつけたい病気等をほげんだよりで知らせ家庭と共に予防に努めている。
A-1-(2)-③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c	歯科健診の結果は全保護者に伝えている。食後の歯磨き指導や仕上げ磨きをしている。4,5歳児はフッ素洗口を実施している。担当歯科医や歯科衛生士より専門的なアドバイスを受け、日々の保育に生かしている。
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	Ⓐ・b・c	感染症発生対応マニュアルがある。発生した際は状況の把握に努め、保護者及び全職員が周知できる体制を整えている。
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c	誕生会や行事の会食時は、テーブルクロスや花などを飾り、異年齢児と楽しく食事できるように配慮している。収穫した野菜、野草、地域の方から提供された野菜で季節を感じる給食づくりに心がけている。食べ物に関心がもてるように食べ物分類や献立の放送などしている。
A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	Ⓐ・b・c	子どもの発育状況や体調に配慮した調理方法を工夫している。調理担当者は、子どもの食事状況を把握すると共に残食状況の把握に努め、町の献立検討会で検討し、今後の献立に生かしている。
A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c	毎月食育だよりを配布している。当日の給食サンプルを掲示している。収穫祭では保護者に食育について関心を高める機会としている。また、離乳食が完了するまでは園や家庭の喫食状況を記入し、家庭との連携を図っている。
A-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・-・c	専門医の指示に従い個々にあった除去食を提供している。アレルギー疾患についての知識や情報を全職員が把握し、適切な対応に努めている。緊急時の対応、連絡先など保護者と確認している。

A-1-(3) 保育環境		
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・㉑・c	各部屋に温湿計があり、温度・湿度・換気などに配慮している。また、安全マニュアル・遊具点検マニュアルにより定期的に点検している。トイレや手洗いの数が少なく、子どもの要求に対応出来ない時がある。
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	a・㉑・c	1・2歳児は同じ部屋で生活しており部屋が狭い。特に、畳のスペースは傷み、家庭的で落ち着いて生活できる環境とは言えない。子ども達が心身ともに安心して快適に過ごす場の工夫を望む。
A-1-(4) 保育内容		
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	㉑・b・c	子どもの実態を把握し、一人ひとりの子どもの思いや気持ちを十分に受け止めた言葉かけに努めている。園内公開保育を通して子どものかかわり方や共通理解を深めていくと共に、職員が同じ視点で子どもに関わる機会としている。
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	㉑・b・c	子どもの発達にそった援助の仕方や言葉かけに努めている。また、一人ひとりのリズムに合わせ、無理強いないで自分であろうとする気持ちを大切にしながら子ども達に対応している。
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a・㉑・c	子ども達が遊びたくなるような環境を工夫し、自ら整理整頓出来るような配置を望む。絵本コーナーは椅子等があり、ゆったりと過ごせる雰囲気作りに努めている。絵本の貸し出し中も補充し、コーナーの充実を図るとさらに良い。
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	㉑・b・c	園外保育に出かけ身近な自然環境に触れたり、草木や実を利用した活動を楽しんでいる。地域との交流や婦人会と椿油を作るなどさまざま行事を通して、地域の人達と触れ合う機会を作っている。
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	㉑・b・c	はさみ、楽器等は、年齢に合わせて自由に使用しやすい場所に用意してある。体操や歌遊びなどを積極的に取り入れて表現活動を楽しんでいる。
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	㉑・b・c	生活の中で相手の存在や気持ちに気づくように繰り返し伝えている。また、ルールのある遊びや当番活動等を通して、自分の役割をはたし・相手を思いやる心・友達と協力することの大切さを知らせている。
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	㉑・b・c	回覧絵本の取り組みの中で人権について家庭と一緒に考えていく機会を持っている。地域の「折鶴の会」との交流を通し、「いのち」について考える機会にしている。職員と共に保護者も人権教育研修会に参加し意識の向上に努めている。
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	㉑・b・c	出席簿、ロッカー、靴箱、服装など、生活全般や遊びにおいて性差による意識を子どもにしないように努めている。
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・㉑・c	離乳食は家庭と連携しながら進めている。また保育士を多く配置し、スキンシップや欲求を満たすように努めているが、さらに個々の生活リズムに合わせた保育が出来るようスペースの使い方に工夫がほしい。
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉑・b・c	好きな遊びが出来るような環境を作ると共に、異年齢の子ども同士で遊べるように配慮している。子どもの状態の変化や保護者への伝言等は連絡ノートや、担当保育士が口頭で家庭へ連絡している。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉑・b・c	担当保育士を配置し、個々の状態に応じた計画を作成し、きめ細やかな関わり方に努めている。専門機関と連携し、助言や指導を受けて保育している。又、全職員が共通理解し、同じ対応をするように配慮している。

## A-2 子育て支援

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	①・b・c	連絡ノートや個人別懇談等で保護者と日常的に情報交換をおこない、子どもの状態の把握に努めている。また、「子育て広場」で週1回相談日を設けている。
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	①・-・c	家庭訪問は年1回或いは3日以上休んだ場合に実施し、記録をしている。保護者との情報交換の内容については、職員会で共有している。
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a・②・c	子どもの発達や育児に関して、クラス懇談会や個人懇談・保育参加日を設けて保護者と共通理解する機会を設けている。一方、評価機関が行ったアンケートでは「保育士から保育方針に対する相談があるか」は半数以上が受けていないという回答であった。
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	①・b・c	子どもの身体の状態や情緒面・行動について、普段からきめ細やかな観察をしている。登所時の子どもの変化を見逃さず、早期発見に努めており、気になるケースは所長に口頭で伝えている。
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	①・-・c	虐待防止マニュアルを全職員が共通認識し、町に報告することになっている。
A-2-(2) 一時保育		
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	①・b・c	病後児保育は町で委託している該当施設を必要に応じて紹介している。一時保育は柔軟に受け入れており、月に平均5名～8名の利用がある。

## A-3 安全・事故防止

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	①・b・c	調理場では、マニュアルに基づいて冷蔵庫等の温度、職員の身だしなみ等のチェックを行い、衛生管理に努めている。
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	①・b・c	保育室にマニュアルを掲示し、全職員がいつでも対応できるようにしている。また、入所のしおりにも記載され、保護者へも周知されている。
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	①・b・c	毎日の施設点検や毎月2回（うち1回は全職員による点検）の安全点検、業者や保護者による点検を行い、修繕箇所には対応している。3歳未満児は、乳児突然死症候群予防のため、毎日睡眠チェックを行っている。
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	①・b・c	毎月1回避難訓練を町の防災訓練マニュアルに沿って行っている。災害、火災、事故発生時マニュアルは全職員に配布し、対応できるようにしている。
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	①・b・c	不審者対応マニュアルがあり、警察と連携して訓練を行っている。警備会社との連携も図られている。